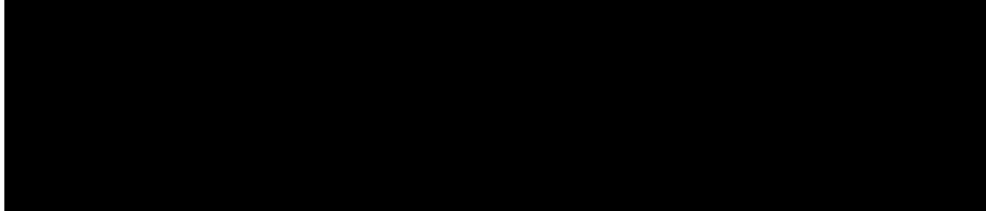


整理番号	9-2				
申請者	愛知県名古屋市中区錦二丁目18番19号 中日本高速道路株式会社 東京支社支社長 松井 保幸				
開発行為の目的	道路の新設				
開発行為に係る事業又は施設の名称	第二東海自動車道 横浜名古屋線 (御殿場JCT~県境)の設置 (参考) ・全体計画 路線総延長18.10km、開発行為に係る森林の面積42.8078ha ・申請箇所 小山西工事区 路線総延長のうち、延長1.28km 開発行為に係る森林面積16.0467ha				
所在場所	駿東郡小山町用沢字萩塚1436-4ほか196筆				
森林計画区名	富士森林計画区				
開発面積	事業区域面積	24.2527 ha	(参考)中日本高速道路(株)全体面積 (130.3528 ha)		
	事業区域内の森林面積	16.0467 ha	(52.6797 ha)		
	形質変更の森林面積	16.0467 ha	(52.6797 ha)		
用途別内訳面積	開発後の用途	面積 (ha)			百分率 (%)
		5条森林	5条森林以外	計	
	本線	3.4822	2.4386	5.9208	24
	側道	1.3600	0.8703	2.2303	9
	小山PA	6.3224	1.1167	7.4391	31
	造成緑地	2.8315	2.6380	5.4695	23
		2.8069	2.6380	5.4449	22
	防災施設	0.7542	0.1642	0.9184	4
		0.9525	0.2108	1.1633	5
その他	1.2964	0.9830	2.2794	9	
	1.1227	0.9364	2.0591	9	
計	16.0467	8.2108	24.2575	100	
工事計画期間	着工 平成28年5月9日 完成 (変更後) 令和10年3月31日 (変更前) 令和6年3月31日				
所要経費		変更前		変更後	
	用地費				
	工事費				
	本工事費				
	防災工事費				
	計				
森林の現況	地況	地質	土質	傾斜	標高
		新第三紀御坂層群	宝永スコリア 新富士火山砕屑物	2°~40° (平均21°)	最低地479.5m 最高地521.5m
	林況	樹種	林齢	生育状況	降水量
		スギ・ヒノキ その他広葉樹	45~80年生	中	2,239.5mm/年
生息動物 風致その他					

周辺地域の施設の状況	申請の区域は、富士山東山麓に位置し、普通河川須川支流を横断する。事業区域内はおおむね森林が分布し、周辺地は森林のほか企業研修所や養護施設として利用されている。
水源かん養機能に直接依存する水需要の状況	中日本高速道路(株)により湧水の調査が平成19年度～平成24年度にかけて実施され、申請区域内に取水施設が存在しないことを確認した。当該開発区域に直接水源を依存する地域はない。
開発行為が周辺地域の環境へ及ぼす影響	本線、付替道路の法面に緑地を設置することで、開発行為が周辺環境へ及ぼす影響の軽減を図る。
市町村森林整備計画の機能区分及び施業種	機能区分：水源かん養機能維持増進森林 施業種：伐期の延長
他の法令等との関連	・静岡県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定：協定締結済(平成25年9月25日) ※周辺地域の施設の状況のとおり ・砂防法：静岡県事前協議実施済 ・河川法：静岡県事前協議実施済 ・河川条例：小山町事前協議実施済
林地開発に対する関係者の意見	小山町長へ意見照会中
土地所有者の同意状況	すべて買収済み
その他	<p>本件は平成28年3月29日森林保第794号により許可を受けた、中日本高速道路(株)による林地開発(道路の新設)の変更申請である。</p> <p>1 経緯</p>  <p>・本申請では本設調整池の設置位置が変更され、諮問の取扱い基準第1(2)ウに該当するため、個別諮問となった。</p> <p>2 変更理由 (仮設防災施設の変更) 上記是正工事により仮設防災施設の内容に変更が生じたため。 (本設調整池の位置・構造の変更) 当初、河川から離れた位置に調整池を設置し、排水を放流管により河川へ導水する計画であったが、将来的な維持管理性を考慮し、河川までの放流管の延長を短くするため、調整池の位置を河川の近くへ変更する。</p> <p>3 主な変更内容 仮設防災施設の変更 本設調整池の位置・構造の変更 緑化計画の変更 緑化方法の変更(種子吹付⇒養生マット) 養生マット種子：バミューダグラス、チューイングフェスク、クリーピングレッドフェスク 残置森林の減少、造成森林の増加、 植栽樹種の変更(クヌギ⇒ヤマモモ、イロハモミジ、ヤマザクラ、カツラ)</p> <p>4 立地 問題なし。</p> <p>5 防災施設 必要な機能を有する調整池(4基)、沈砂枡(8箇所)、土砂留柵を設置し、工事期間中も仮設沈砂池及び土砂流出防止柵を設置し区域外への土砂・汚水の流出を防止する。</p> <p>6 環境の保全 開発目的が「道路の設置」に該当するため、森林率の基準はない。本線・付替道路の法面については造成緑地を配置する。</p>
調査者職氏名	森林保全課 深澤寿騎
調査年月日	令和6年2月15日